

受理年月日	令和6年2月13日	所管委員会	教育子ども委員会
番号	6年陳情第2号		
件名	福岡市社会福祉事業団に対する未払い消費税の財政負担について		
陳情者	[REDACTED]		
分割送付	なし		
要旨	<p>2024年2月2日18時52分、NHK福岡NEWSWEBにおいて「市が消費税を非課税と誤認 約2億1,800万円分未納に」、「市は早急に金額を確定させた上で法人に対して支払い、税の修正申告と納付を行ってもらおう」と報道された。6年にわたり消費税が未払いとなっている事業は障がいがある子どもの相談であり、当事業はいささかの怠りも許されない。効率的な組織運営を求められるのは子ども未来局の予算執行のみならず、事業団全体では法務、税務の専門性の責を負う。</p> <p>よって、以下の事項について陳情する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業団の資産を処分し、まず、未払いとなっている消費税を全額国へ納付すること。 2. 市議会で以下の事項を徹底吟味すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・未払いとなった理由。 ・未払いを2億1,800万円と算定するあかし。 ・なぜ障がいがある子どもの相談のみ未払いがあったとできるのか。 ・来期以降の事業団への委託の可否。 ・2023年10月以降のインボイス制度の対応。 ・当該事業に市職員を派し、市側での専門性を蓄積する。 		

福岡市社会福祉事業団に於ける未納消費税分取返金に際しての陳情書

令和6年2月13日

福岡市議会議長様

陳情者 住所

〒

1. 陳情の趣旨

1) 2024年2月2日 18時52分「NHK 福岡 NEWS WEB」朝番分(上記の件同報番組)
『福岡市が消費税を非課税と誤記 約2億1800万円未納に』(リンク先)

『福岡市は早急にお金を返金せよと注目を集めた。税の修正申告と認められ、
(未納と見なされ消費税) (福岡市社会福祉事業団 中央区 上記番組)』

2) 6年に渡り消費税が未納と見なされ事業は『障害があつたこととの相違』で誤解等は11年間の思いを許され、
『税率の仕組みを定めた福岡市に6年未納の罰金等を科す。事業団自体は法律・税務の専門性も責任も。
(原簿も心電図を提出済み)』

2. 請求事項

1) 事業団の責を認め、未納と見なされた消費税を全額返金し、利息も返すことをお願い。

2) 議会に以下の事項を徹底吟味を求め、(ご対応には特別委員会を組織)

- ① 未納の理由(特に法后、滞りからの滞り、帳票管理と事業の体制)
- ② 未納の2億1800万円と算定経緯。
- ③ 在り『障害があつたこととの相違』が未納と見なされたこと(他務で未納の可能性)
- ④ 未納以外の事業団の責任の所在
- ⑤ 二〇三三年四月に於ける『未納制度(最終請求書保存方式)の対応』
- ⑥ 当該事業は市職員を派し、市側の専門性を確保する。

3. 所望

1) 事業団HPに於ける『次期繰越24』現金預金616と未納額は各分
(租税目別は相対的分年ごとの対比は5億(租税目別は34の制限、その間に3期を2年と見なす)
請求が都府県に於ける全体で収入2,887に達し、消費税負担は大きい。事業は重要であり、取扱いについては
2) 市の要請に対し適切な必要対応。陳情者は事業団に於ける『ホリス』に於ける状況の改善を求め、
2) 二〇三三年四月に於ける『未納制度(最終請求書保存方式)の対応』
消費税の二重払いを防止し、市全体の財政運営に支障を及ぼさないよう、市全体で適切な対応を講ずること。
(本報に於ける福岡市社会福祉協議会は公益公認、消費税の関与あり)